

# 輸入食品の安全性確保について

平成19年7月 日

輸入食品の安全性確保に関する輸入者等説明会

厚生労働省〇〇検疫所

輸入品の安全確保に関する  
緊急官民合同会議  
(平成19年7月20日)

# 輸入品に関する対応について

- 我が国においては、海外からの輸入品については、これまでの安全対策により、現時点において問題事案が頻発する状況ではない。
- しかし、輸入品が大きな比重を占める我が国にあっては、必要に応じて、輸出国政府とも連携しつつ、輸入品の安全対策を強化することにより、国民の安全・安心を確実なものにする必要がある。

# 今後の対応 ①

## 1. 各国との情報交換・連携

○ 各国との情報交換等により、正確な情報を積極的に収集するとともに、各国とも連携した対応を取ることで、輸入品の安全が確保されるようにする。

○ 当面、中国政府との間では、以下の対応をとる。

(1) 食品(乳幼児用おもちゃを含む。以下同じ。)分野については、担当大臣間の覚書に基づき、

① 中国の国内法に違反した食品の対日輸出防止

② 我が国の食品衛生法を遵守した食品の対日輸出の確保

③ 対米輸出食品への対応と対日輸出食品への対応との関係の確認

について、専門家同士で意見交換を行いたい旨中国当局に伝える。

# 今後の対応 ②

## 2. 問題が発生する前の予防的な措置

○ 問題の発生を未然に防ぐため、以下の措置を講じる。

### (1) 輸入品の輸入状況の把握

輸入品について、その輸入量、輸入国などを、定期的に、安全規制部局において把握する。

### (2) 安全関連の情報収集体制の強化

国内外における安全情報を、様々なルートから幅広く収集する。

### (3) 輸出国側の安全管理体制の調査と協力

輸出国側の安全管理体制について、相手国の協力を得て調査を行い、必要に応じて、技術面の協力を検討する。

### (4) 輸入者に対する情報提供と安全確保にかかる要請

輸入者に対して、上記の情報を適時適切に提供するとともに、一層の安全確保のための対応を講ずるよう要請する。

# 今後の対応 ③

○ さらに、政府は、

- ① 危険な輸入品の情報に接した場合には、関係者、国民に対し適切に情報を提供する。
- ② 必要に応じて、立ち入り検査、調査等も機動的に実施する。

このための分野別の具体的な対応は、次のとおりである。

## (1) 食品

- ① 輸入者等に対する説明会を開催し、安全問題全般について情報提供するとともに、
  - ・ 輸入に際しては、外国で違法に生産、製造加工された食品でないことを輸出国当局や輸出者、製造者に対して確認を行うこと
  - ・ 原材料、添加物、製造方法、検査データが食品衛生法を遵守していることの再確認を行うことについて要請する。
- ② 養殖水産物の抗菌性物質の残留等に関する海外情報を収集し、輸入される食品に対する検査命令実施など迅速・厳正に対応する。

# 今後の対応 ④

## 3. 問題が発生した場合の措置

仮に問題のある輸入品が発見された場合、製造、輸入禁止等の措置を迅速に講ずる。分野別の具体的な対応は、次のとおりである。

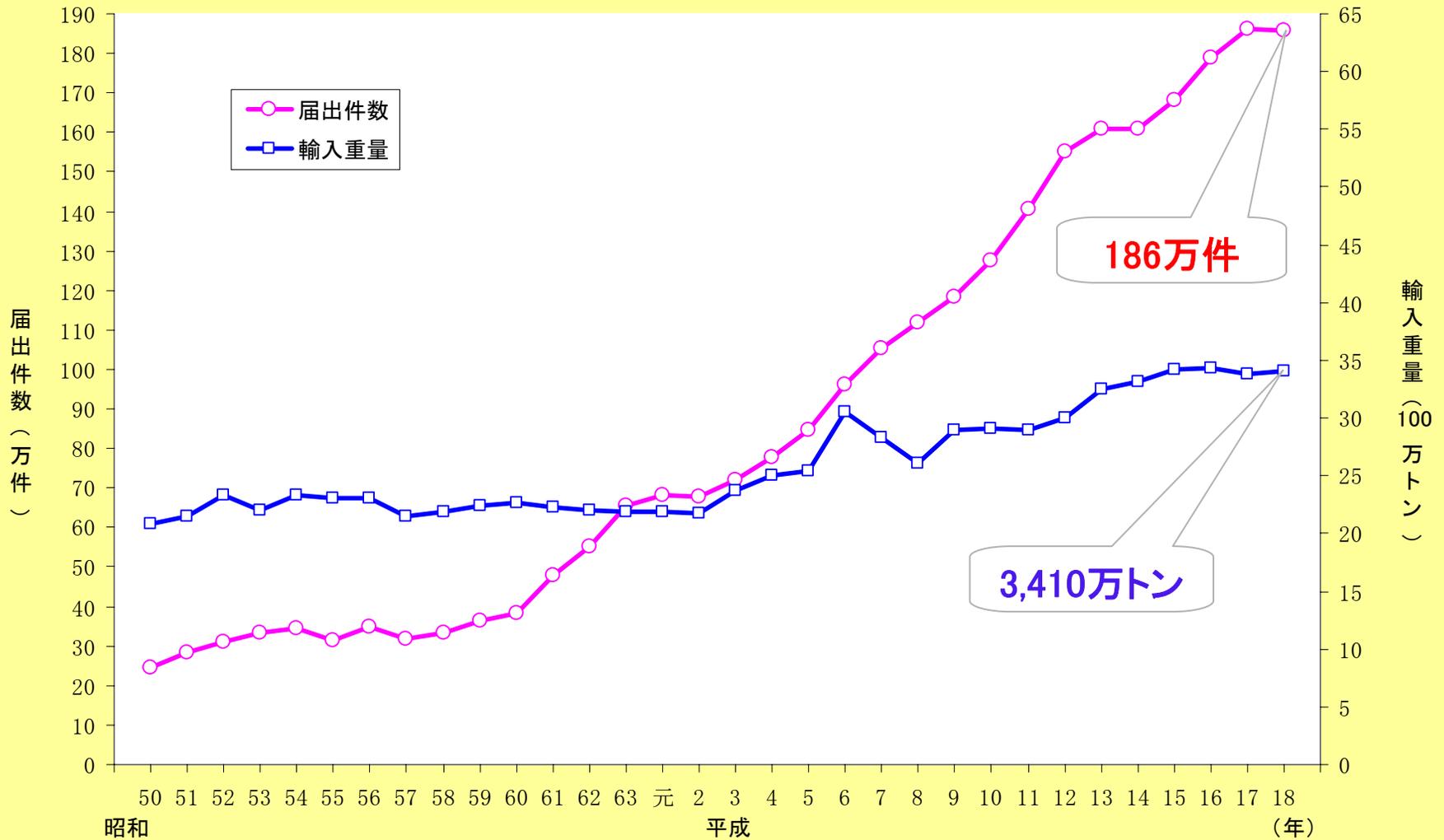
### (1) 食品

食品衛生法に基づき、以下の対応を迅速かつ適切に実施する。

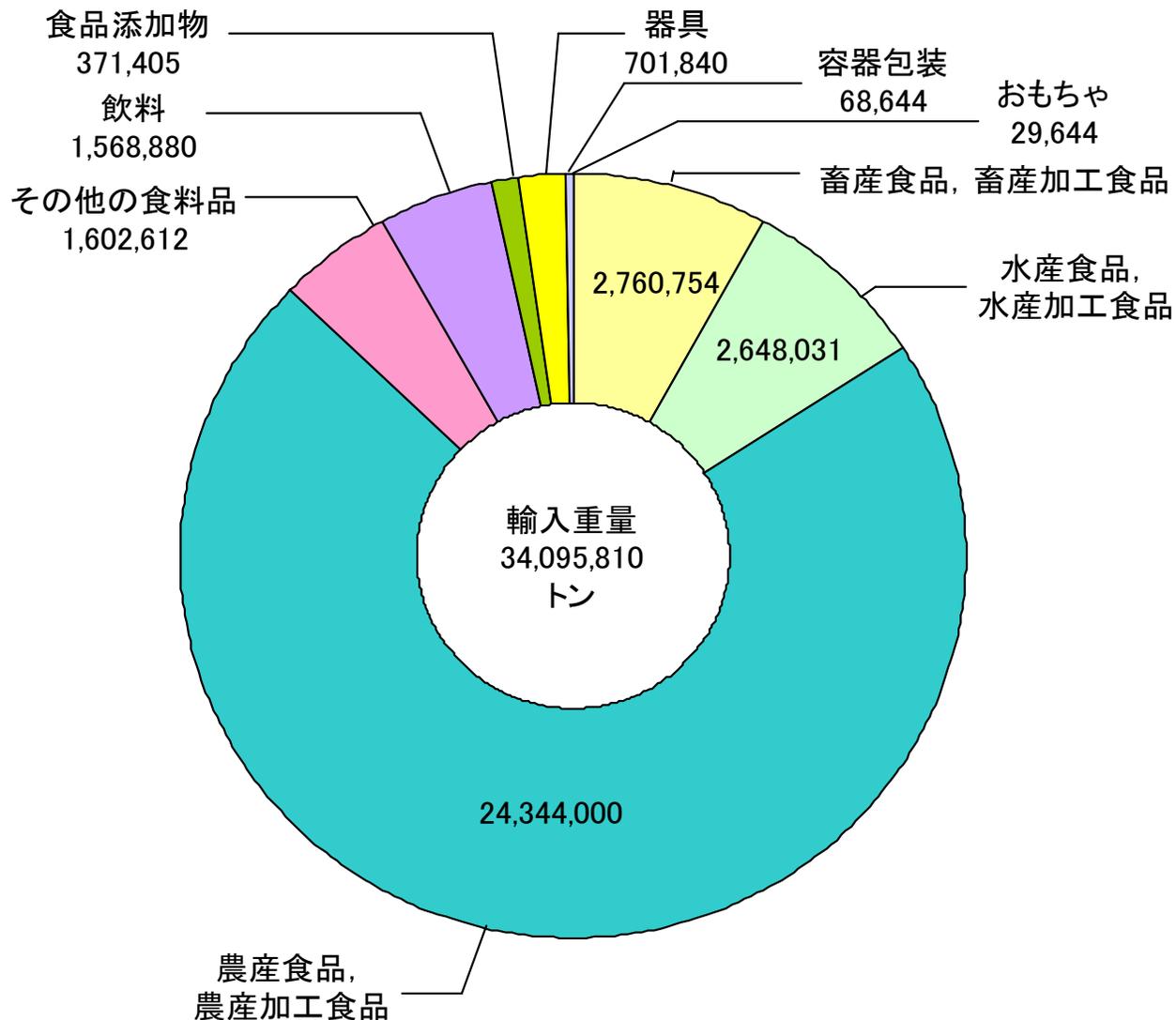
- ・ 輸入時検査等を通じて、安全性に問題のある食品について、廃棄や積み戻し等を輸入者等に命じ、国内に流通しないように措置する。
- ・ 必要に応じて、在京公館を通じて輸出国政府に通報し、原因究明、再発防止対策等を要請する。
- ・ 必要に応じて、輸入時検査の強化を行う。
- ・ 関係事業者名を含む違反情報をHP等に速やかに公表する。

# 我が国の食品の輸入状況

# 食品等の輸入届出件数・重量推移

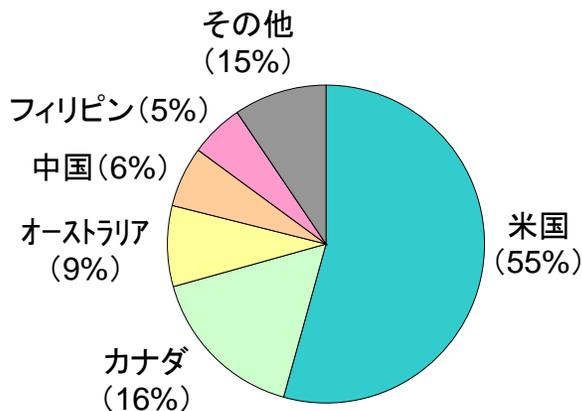


# 食品等の輸入の状況(平成18年)

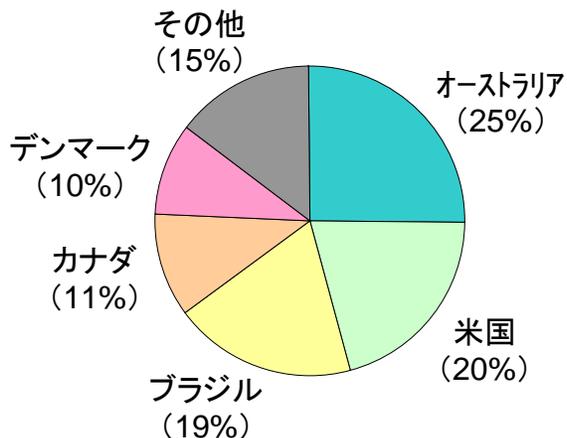


# 食品別輸入量上位5ヶ国(平成18年) ①

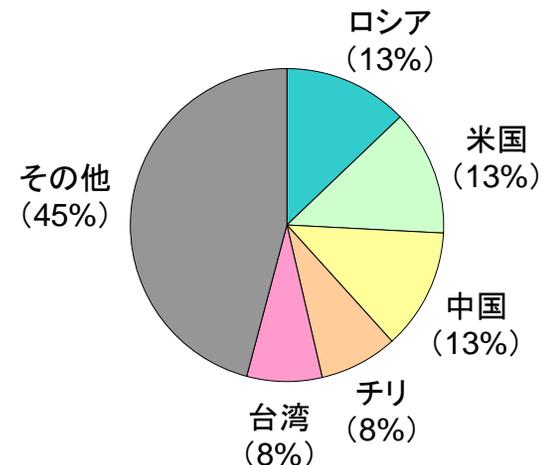
農産食品



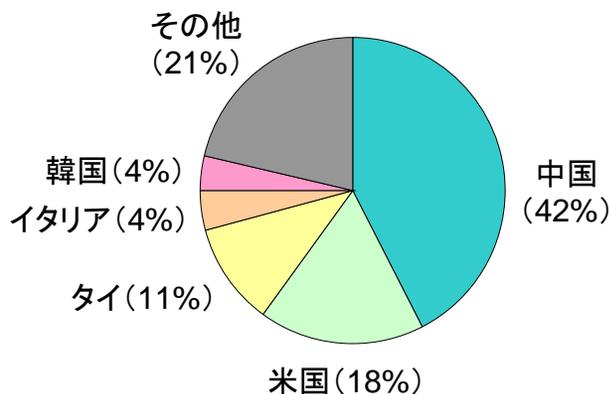
畜産食品



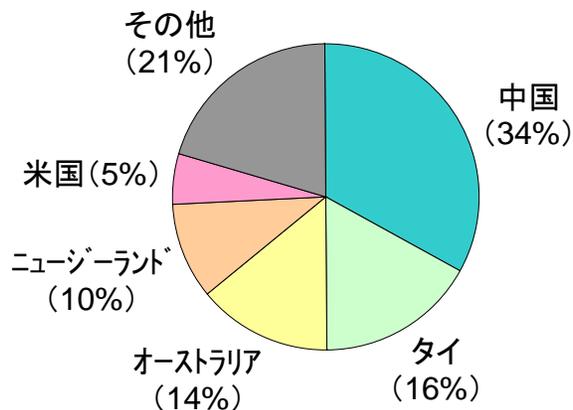
水産食品



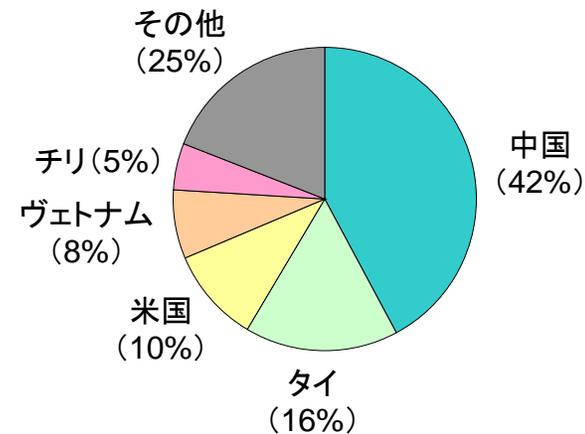
農産加工食品



畜産加工食品

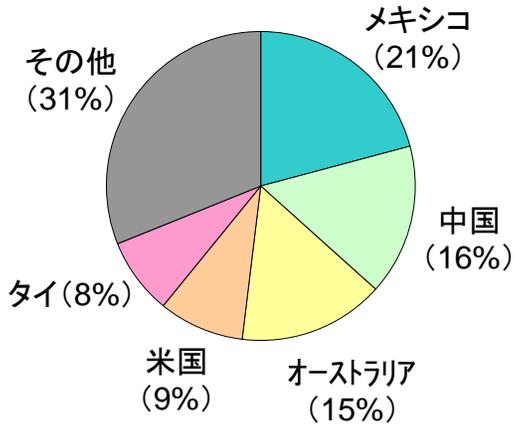


水産加工食品

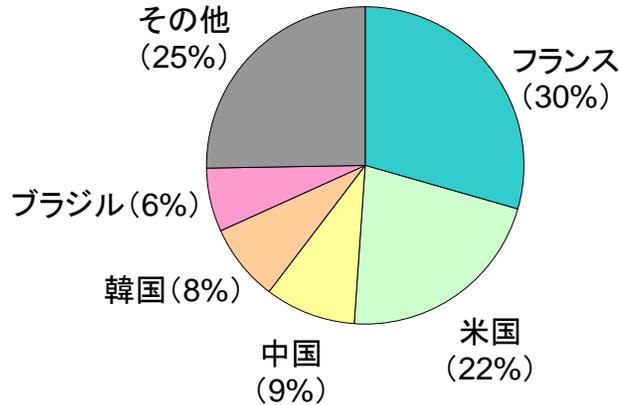


# 食品別輸入量上位5ヶ国(平成18年) ②

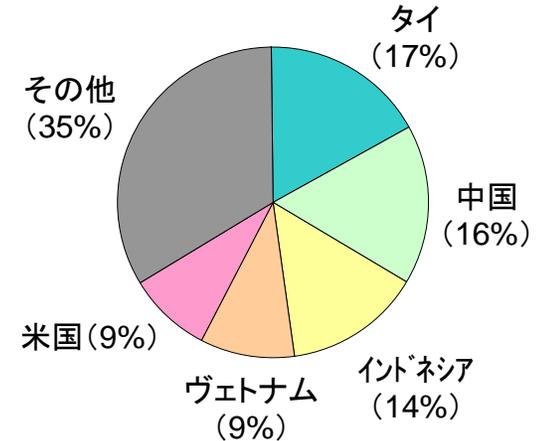
その他の加工食品



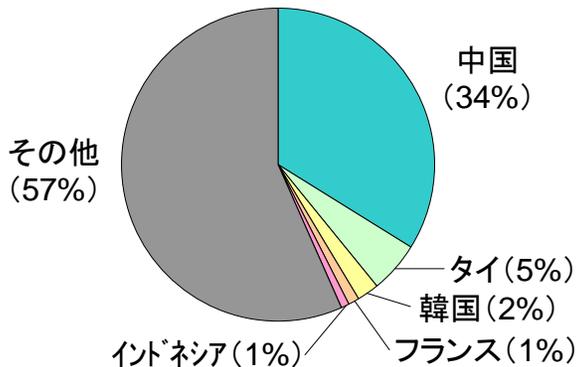
飲料



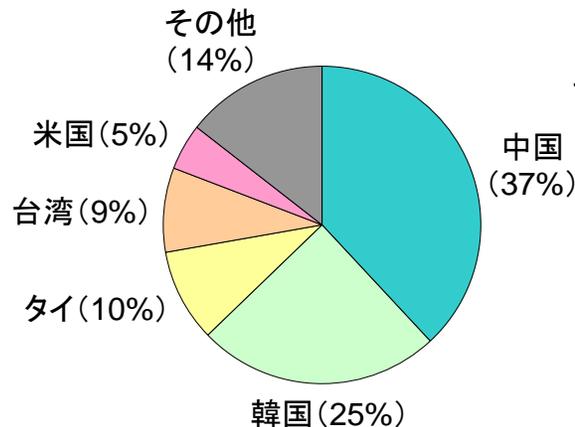
食品添加物



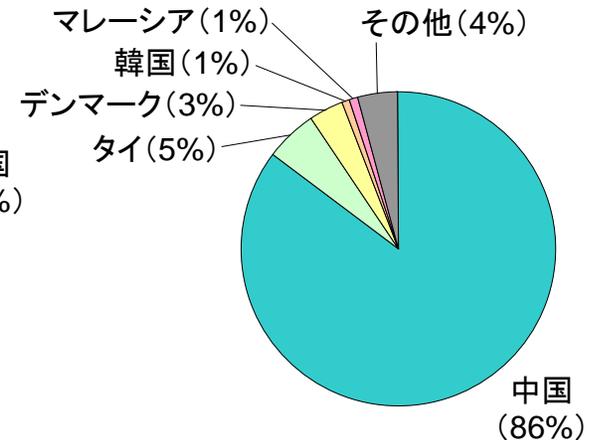
器具



容器包装



おもちゃ



# 食品安全に関する法規制と輸入者の責務

# 輸入食品の安全確保に関する 法規制と事業者の責務 ①

## 食品安全基本法(平成15年法律第48号)

✦ 第1条 目的

✦ 第3条 基本的認識

✦ 第4条 食品供給行程における適切な措置

食品の安全確保は、国の内外における食品供給行程の各段階において適切な措置を講じることにより行わなければならない。

✦ 第6条 国の責務

✦ 第7条 地方公共団体の責務

✦ 第8条 食品関連事業者の責務

食品の・・・、輸入、・・・を行う事業者は基本的理念にのっとり、自らが食品の安全確保について第一義的責任を有していることを認識して、食品の安全性を確保するために必要な措置を食品供給行程の各段階において適切に講じる責務を有する。

# 輸入食品の安全確保に関する 法規制と事業者の責務 ②

## 食品衛生法(昭和22年法律第233号)

- ✦ 第1条 目的
- ✦ 第2条 国及び都道府県等の責務
- ✦ 第3条 食品等事業者の責務

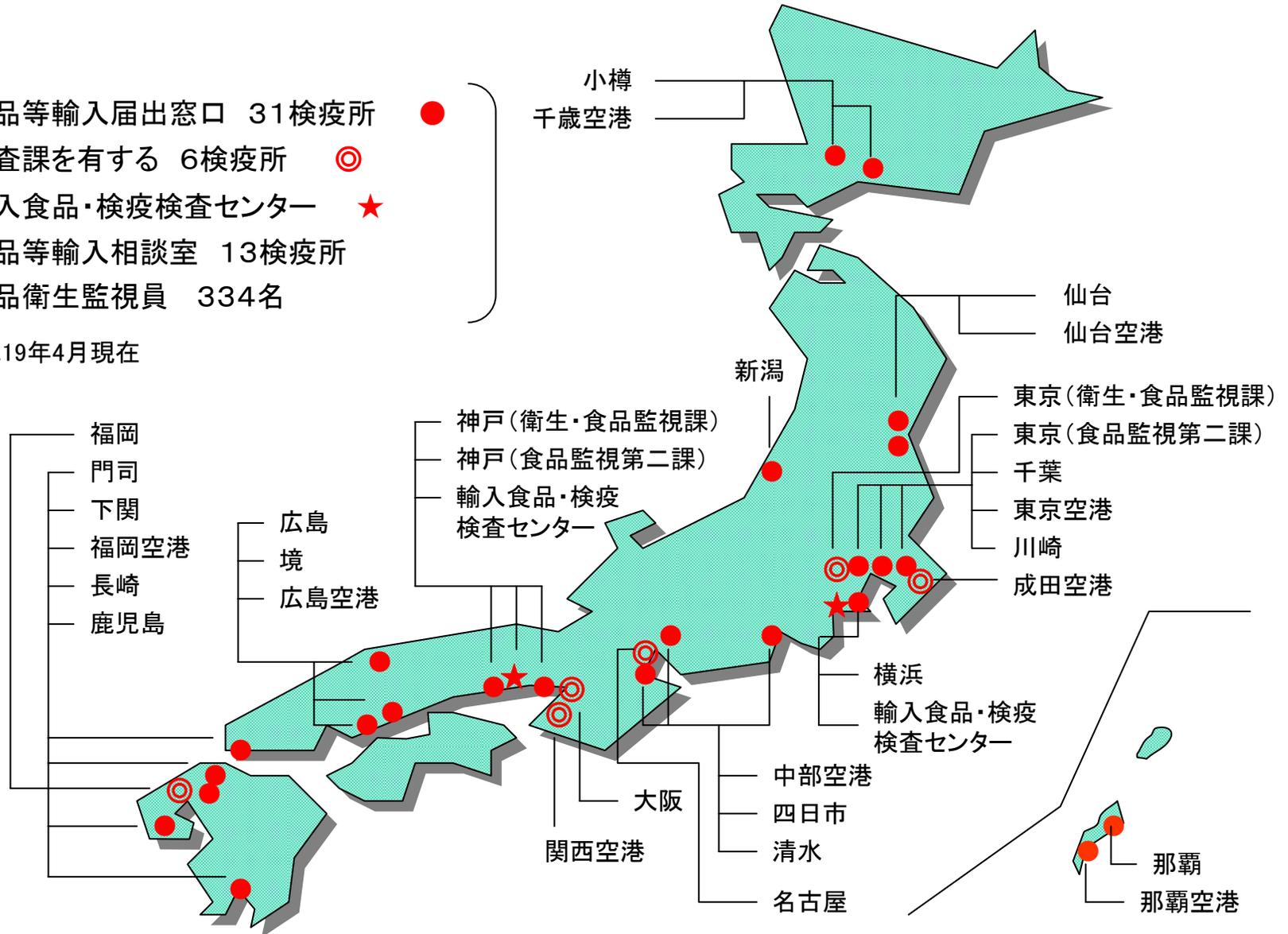
食品等事業者は、その…、輸入し、…又は営業上使用する食品、添加物、器具又は容器包装について、自らの責任においてそれらの安全性を確保するため、販売食品等の安全性の確保に係る知識及び技術の習得、販売食品等の原材料の安全性の確保、販売食品等の自主検査の実施その他の必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

# 検疫所における監視指導

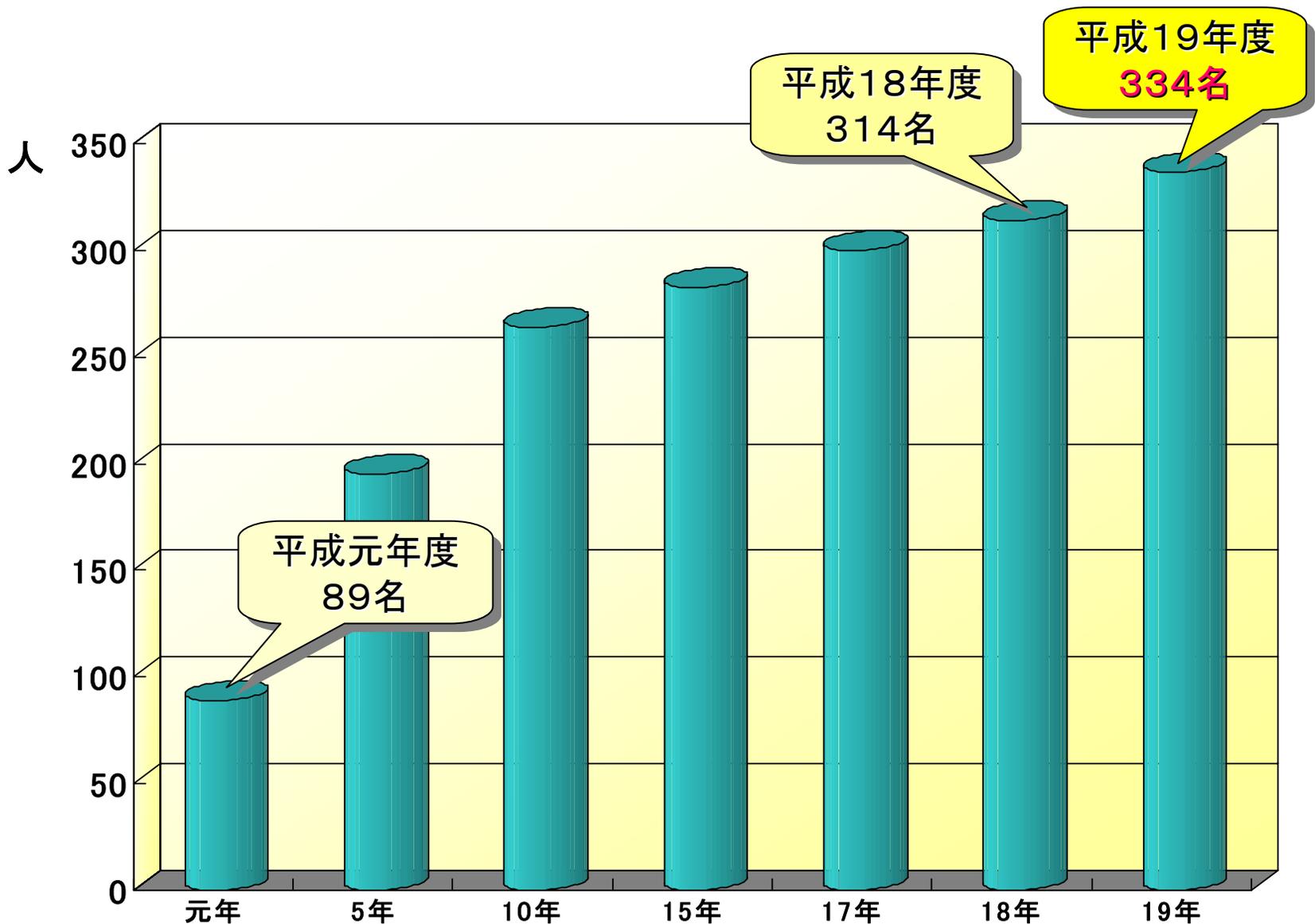
# 食品等輸入届出窓口配置状況

- 食品等輸入届出窓口 31検査所 ●
- 検査課を有する 6検査所 ◎
- 輸入食品・検疫検査センター ★
- 食品等輸入相談室 13検査所
- 食品衛生監視員 334名

※平成19年4月現在



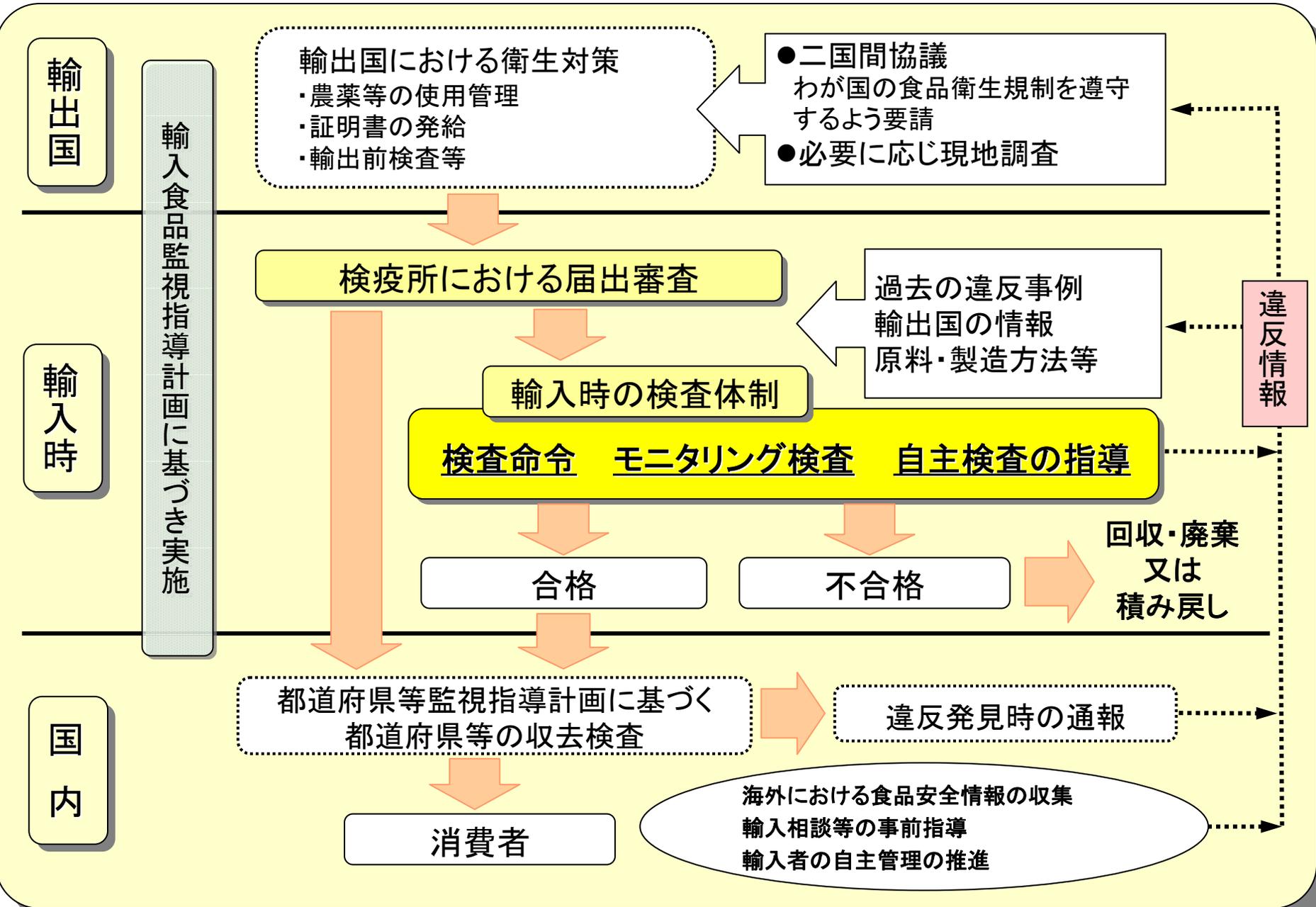
# 検疫所の食品衛生監視員年度推移



# 輸入食品監視指導計画

- 改正食品衛生法により既に策定された監視指導指針に基づき策定(H15. 8. 29)
- 具体的な内容
  - 重点的に監視指導を実施すべき項目
  - 輸入を行う営業者に対する自主的な衛生管理の実施に係る指導に関する事項
- 毎年度、当該計画を定め、公表
- 策定にあたっては、広く国民の意見を求める
- 監視指導の結果を公表

# 輸入食品の監視体制等の概要



# 食品等の輸入の届出

食品等を輸入しようとする者は厚生労働大臣に届出なければならない(食品衛生法第27条)

## 届出事項

- ◆ 輸入者の氏名、住所
- ◆ 食品等の数量、重量
- ◆ 使用されている添加物の品名
- ◆ 加工食品の原材料、製造又は加工方法等

# 輸入時における検査制度

## ➤ 検査命令

- 食品衛生法の不適合の可能性が高い食品等
- 輸入者が費用負担、試験結果判明まで留置き

## ➤ モニタリング検査

- 年間計画に基づく検査
- 試験結果の判明を待たずに輸入可能

## ➤ その他の検査

- 自主検査の指導

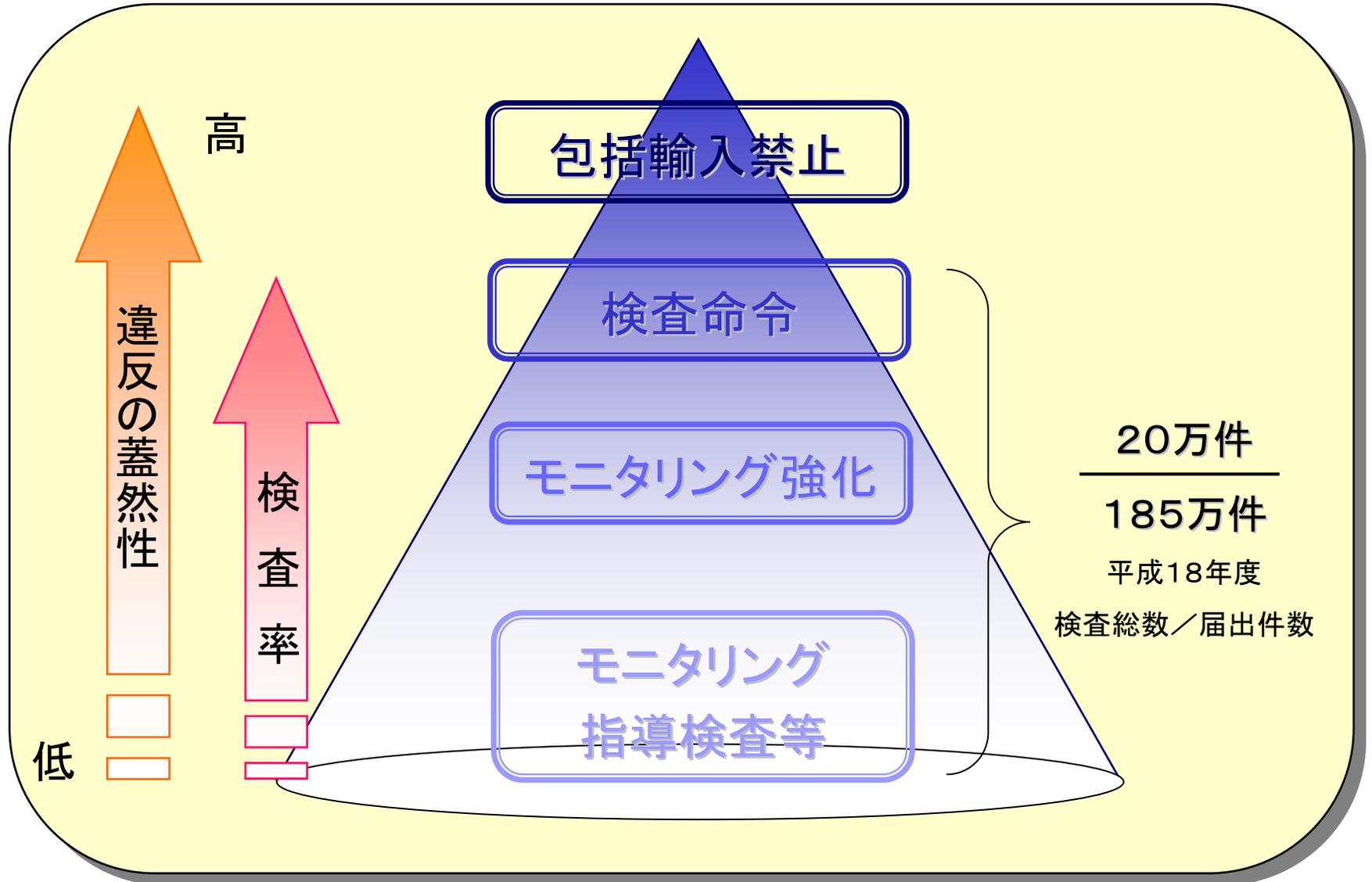
# モニタリング検査件数の算出

- モニタリング検査に必要な検体数は、CODEXガイドラインで示された統計学的に一定の信頼度で違反を検出することが可能な検査数を基本としている。  
(例) 95%信頼度 → 違反率1% → 299件
- 諸外国においては、上記考え方を基本として、検査を実施。
- 我が国においても、これを基本とし、さらに過去の違反率、輸入件数、重量、違反内容の重要度を勘案し、食品群毎に検査件数を設定。

(参考)

**CAC/GL 33-1999** “RECOMMENDED METHODS OF SAMPLING FOR THE DETERMINATION OF PESTICIDE RESIDUES FOR COMPLIANCE WITH MRLS”

# 輸入時の検査体制の概要



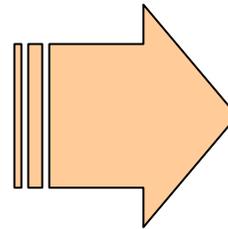
# 厚生労働大臣による検査命令

## 検査命令発動の要件

健康被害の発生

同一の生産国又は製造者並びに加工者からの  
同一の輸入食品(例:O-157、アフラトキシン等)

健康被害発生の恐れ



直ちに  
検査命令

残留農薬  
動物用医薬品

違反

モニタリング検査  
率をアップ

違反

違反の蓋然性  
が高いと判断  
検査命令

検査命令解除

輸出国の再発防止策の確立等違反食品が輸出される  
ことのないことが確認された場合等

# 海外情報に基づく緊急対応

- 海外における食品安全情報の積極的な収集
  - 国立医薬品食品衛生研究所安全情報部
  - 食品安全委員会事務局情報・緊急時対応課
- 問題の食品が我が国に輸入されている場合には、流通状況調査、回収、輸入時検査強化

# 輸出国における衛生対策の推進

- 我が国の食品衛生規制の周知
  - 輸入食品監視指導計画及びその結果に関する英語版情報の提供
  - 食品衛生規制に関する英語版情報の提供
  - 在京大使館、輸入者等への情報提供
- 二国間協議、現地調査等
  - 違反原因の究明、再発防止対策の確立の要請
  - 現地調査による輸出国における生産段階での衛生対策の検証
- 輸出国への技術協力

# 輸入者に対する基本的指導事項

	輸入時における 危害要因等 (代表的な事例)	事前の確認事項	定期的確認事項 (初回輸入時を含む)	輸送及び保管時 の確認事項
食品等一般 (共通事項)	・規格基準不適合 (清涼飲料水、食 肉製品、冷凍食品 等)	・製造工程、製品に 使用されている原 材料及び添加物 の正確な名称・割 合等の生産・製造 者への確認	・製造工程、原材料等 に変更がないこと ・定期的な試験検査に よる成分規格等の 適合の確認	・保存基準の遵守 ・事故の有無
農産物及び その加工品	・残留農薬 (生鮮品、簡易加 工品等)	・農薬の使用状況	・収穫前、収穫後にお ける農薬の適正な用 法、用量の遵守 ・定期的な試験検査に よる残留農薬の確認	・収穫後における 農薬の使用の 有無
畜産物及び その加工品	・残留動物用医薬 品、飼料添加物	・動物用医薬品、飼 料添加物の使用 状況	・動物用医薬品、飼料 添加物の適正な用法、 用量、休薬期間等の 遵守	

# 輸入者への自主的な衛生管理の 実施に係る指導

- 基本的指導事項を踏まえ、輸入前指導の実施（特に初めて輸入する食品の場合や違反事例のある食品）
- 輸入前指導による違反発見→改善指導、輸入見合わせ指導
- 自主検査の指導
- 記録の保存
- 輸入者、通関業者、倉庫業者への食品衛生に関する知識の普及啓発

# 違反が判明した場合の対応

- 輸入者に対し、積み戻し又は廃棄等を指示（国内流通の場合には、関係の都道府県等と連携し、回収等の措置を講じる）
- 都道府県等により違反輸入食品の発見→当該情報に基づき輸入時の検査強化
- 違反のあった輸入者に対する措置
  - 原因究明の調査
  - 同一製品を再度輸入する場合にあっては、サンプル品の検査等による改善が図られていることの確認
- 違反を繰り返す輸入者に対する営業の禁・停止
- 輸入食品の違反情報の公表（ホームページ）

# 食品衛生法第55条第2項に基づく輸入者の営業の禁止及び停止処分の取扱い指針(ガイドライン)

## ➤ 目的

食品衛生法に基づく、食品等の輸入者が法違反した場合の営業の禁止及び停止制度の運用の詳細を定めたもの。

## ➤ 営業の禁止及び停止処分の発動についての主な検討要件

- 輸入した食品等が原因と疑われる健康被害が発生した場合。
- 法違反の原因が故意又は重大な過失により発生した場合。
- 法違反が繰り返し(概ね違反率5%以上)発見されている場合。

## ➤ 処分の執行

- 営業停止: 3日以上、30日未満の期間で、輸入者に法違反の原因の改善、再発防止対策等の措置を執るための計画書を提出させ、当該措置を執りうると認められる期間
- 営業禁止: 30日未満の期間で、輸入者が法違反の原因の改善、再発防止対策等の措置を執ることができないと考えられる場合等

# 平成18年度 輸入食品監視指導計画監視結果

年度途中、年度終了後、計画に基づく監視結果を公表

## 1. 届出・検査・違反状況

届出件数…1, 845, 995件、検査総数…203, 001件(検査率11. 0%)  
違反件数…1, 515件

## 2. モニタリング検査実施状況

計画数約79, 000件に対し、実施率約102%

## 3. モニタリング検査強化対象品目

20カ国・1地域 68品目

## 4. 検査命令移行品目

13カ国・1地域 33品目

## 5. 主な検査命令対象品目、違反状況

対象品目数:全輸出国15品目及び30カ国・1地域の166品目  
(平成19年3月30日現在)

<http://www.mhlw.go.jp/topics/yunyu/tp0130-1aa.html>

# 主な食品衛生法違反内容(平成18年度)

違反条文		違反件数	構成比(%)	主な違反内容
6	有毒・有害物質等を含有する食品等の販売等の禁止	268	17.0	落花生、ハトムギ、とうもろこし、とうがらし、アーモンド等のアフラトキシンの付着、有毒魚類の混入、下痢性・麻痺性貝毒の検出、シアン化合物の検出、チーズ、非加熱食肉製品からのリステリア菌検出、米、小麦等の輸送時における事故による腐敗・変敗・カビの発生等
9	病肉等の販売等の禁止	1	0.1	衛生証明書の不添付
10	指定外添加物の販売等の禁止	156	9.9	サイクラミン酸、スーダン I・IV、アゾルビン、TBHQ、ポリソルベート、ローダミンB、アルミノケイ酸ナトリウム、塩化メチレン、ナトリウムエトキシド、ケイ酸マグネシウム等の指定外添加物を使用したもの
11	規格基準に違反する食品等の販売等の禁止	1,132	71.6	野菜及び乾燥野菜の成分規格違反(農薬の残留基準違反)、水産物及びその加工品の成分規格違反(抗菌性物質の含有、農薬の残留基準違反)、その他加工食品の成分規格違反(大腸菌群陽性等)、添加物の使用基準違反(ソルビン酸、安息香酸、二酸化硫黄等)
18	規格基準に違反する器具・容器包装の販売等の禁止	19	1.2	器具・容器包装の規格基準違反、原材料の材質別規格違反
62	おもちゃ等についての準用規定	4	0.2	乳幼児が口に接触するおもちゃから指定外着色料の検出
計		1,580(延数) 1,515(実数)		

# 国別の主な違反内容 ①

## (平成18年、上位10ヶ国)

国・地域	違反分類	主な違反品目(項目:件数)
<b>1 中国</b>		<b>530件 (0.6%)*</b>
届出件数 578,524件 届出重量 4,935,605トン	成分規格 残留農薬 添加物 抗生物質等 カビ毒 遺伝子組換え その他	冷凍食品(大腸菌群:42、一般生菌数:33、E.coli:20) しょうが(BHC:21)、ウーロン茶(トリアゾホス:20) 冷凍食品(サイクラミン酸:23)、洋菓子(アゾルビン:6) うなぎ(ロイコマカイトグリーン:16、AOZ:10) 落花生(アフラトキシン:30)、ハトムギ(アフラトキシン:15) ビーフン(Cry1Ac:7)、もち米の粉(Cry1Ac:4) 毒魚(魚種鑑別:5)、うるち精米(腐敗・変敗:1)
<b>2 米国</b>		<b>239件 (1.0%)*</b>
届出件数 196,858件 届出重量 13,108,050トン	カビ毒 添加物 成分規格 残留農薬 抗生物質等 その他	とうもろこし(アフラトキシン:175)、アーモンド(アフラトキシン:8) 飲料(エステルガム:4、ソルビン酸:2)、健康食品(ホリソルベート:2) 食肉製品(E.coli:2)、魚介類加工品(亜硝酸根:2) ポップコーン(ピリミホスメチル:2)、レタス(ペルメリン:1) 花粉加工品(オキシテトラサイクリン:2、テトラサイクリン:1) 小麦(腐敗・変敗:1)、小豆(腐敗・変敗:1)
<b>3 ベトナム</b>		<b>147件 (1.2%)*</b>
届出件数 41,494件 届出重量 433,361トン	抗生物質等 成分規格 添加物 残留農薬 カビ毒	いか(クロラムフェニコール:49)、えび(クロラムフェニコール:36、AOZ:2) 冷凍食品(大腸菌群:23、一般性菌数:6、E.coli:13) 魚類加工品(二酸化硫黄:2、TBHQ:1、サイクラミン酸:1) ほうれんそう(インドキサカルブ:2、クロルピリホス:1)、 ハトムギ(アフラトキシン:1)、こうりゃん(アフラトキシン:1)

※ 届出件数に対する違反件数(カッコ内は検査件数に対する違反件数の割合)

# 国別の主な違反内容 ②

## (平成18年、上位10ヶ国)

国・地域	違反分類	主な違反品目(項目:件数)
<b>4 タイ</b>		<b>120件 (0.6%)*</b>
届出件数 122,043件 届出重量 1,251,371トン	成分規格 残留農薬 カビ毒 添加物 その他	冷凍食品(大腸菌群:32、一般性菌数:21、E.coli:8) オオバコエンドロ(ジフェノコナゾール:3)、マンゴー(フロピコナゾール:3) ハトムギ(アフラトキシン:4)、とうがらし(アフラトキシン:2) 果実加工品(二酸化硫黄:2、TBHQ:1、ポリソルベート:1) うるち精米(腐敗・変敗:10)、もち米(腐敗・変敗:3)
<b>5 ガーナ</b>		<b>71件 (15.0%)*</b>
届出件数 705件 届出重量 47,303トン	残留農薬 成分規格	カカオ豆(クロルピリホス:37、ピリミホスメチル:26、エンドスルファン:4) キャッサバ(シアン化合物:1)
<b>6 エクアドル</b>		<b>69件 (16.7%)*</b>
届出件数 1,763件 届出重量 122,411トン	残留農薬	カカオ豆(2,4-D:66、シペルメリン:2、マラチオン:1)
<b>7 台湾</b>		<b>50件 (0.7%)*</b>
届出件数 29,270件 届出重量 217,828トン	残留農薬 抗生物質等 添加物 成分規格	マンゴー(シペルメリン:13、シフルリン:4)、ウーロン茶(プロモプロピレート:8) うなぎ(AOZ:5)、やいととはた(マラカイトグリーン:2) 飲料(サイクラミン酸:3)、野菜加工品(TBHQ:2) 冷凍食品(大腸菌群:2、器具(カミウム:2)

※ 届出件数に対する違反件数(カッコ内は検査件数に対する違反件数の割合)

# 国別の主な違反内容 ③

## (平成18年、上位10ヶ国)

国・地域	違反分類	主な違反品目(項目:件数)
<b>8 インド</b>		<b>31件 (1.3%)*</b>
届出件数 10,786件 届出重量 119,417トン	添加物 抗生物質等 カビ毒 残留農薬 成分規格	調味料(TBHQ:7、ローダミンB:1)、漬物(スーダンⅠ:1、Ⅲ:1) えび(AOZ:4)、卵加工品(AOZ:1) とうがらし(アフラトキシン:2)、ナツメグ(アフラトキシン) クミン(プロフェノホス:1、イプロベンホス:1)、発酵茶(キナルホス:1) 冷凍食品(一般生菌数:1、E.coli:1)
<b>9 インドネシア</b>		<b>30件 (0.3%)*</b>
届出件数 30,4277件 届出重量 297,488トン	抗生物質等 成分規格 添加物 カビ毒	えび(AOZ:15、テトラサイクリン:2、オキシテトラサイクリン:1) 冷凍食品(大腸菌群:2、E.coli:2)、器具 こんにゃく(水酸化カルシウム:1)、ツバメの巣(安息香酸:1) ターメリック(アフラトキシン:1)
<b>10 イタリア</b>		<b>29件 (0.7%)*</b>
届出件数 72,800件 届出重量 274,329トン	成分規格 添加物 カビ毒 残留農薬 その他	食肉製品(黄色ブドウ球菌:3)、ナチュラルチーズ(リステリア菌:1) 漬物(グルコン酸第一鉄:5)、ナチュラルチーズ(ソルビン酸カルシウム) いちじく(アフラトキシン:2) フェネル(クロルピリホス:1)、アーティチョーク(ジメトエート:1) きのこ(放射能:1)

※ 届出件数に対する違反件数(カッコ内は検査件数に対する違反件数の割合)

# 国別検査命令対象品目（平成19年7月現在抜粋）

対象国・地域	対象食品例	検査項目例	条件等
全輸出国 (15品目)	フグ	魚種鑑別	現場検査の結果異種フグが発見されたものに限る。
	すじこ	亜硝酸根	
	キャッサバ及びその加工品(でんぷんを除く。)	シアン化合物	
中国 (42品目)	鰻及びその加工品	マラカイトグリーン、フラゾリドン	淡水産であることを示す中国政府の証明書が添付されたものを除く。
	えび及びその加工品	オキシテトラサイクリン、クロルテトラサイクリン、テトラサイクリン	
	二枚貝及びその加工品(貝柱のみのホタテガイを除く。)	麻痺性貝毒、下痢性貝毒	
	大粒落花生	ダミノジッド、アセトクロール、BHC	
	ウーロン茶	トリアゾホス	
	しょうが	BHC	
	食品	サイクラミン酸	
タイ (24品目)	養殖えび及びその加工品	オキシソリニック酸	
	おくら	ジノテフラン、EPN	
	バジルシード	アフラトキシン	
米国 (11品目)	レモン	オルトフェニルフェノール	別途指示するブランドに限る。
	りんごジュース(原料果汁がりんごに由来するものに限る。)及び原料用りんご果汁	パツリン	
	とうもろこし	アフラトキシン	

# 最近の輸入食品の問題への対応

# 海外情報に基づき監視強化を行った主な事例 (平成18年度)

- 中国産農畜水産物(窒素化合物汚染)
- 中国産米加工品(安全性未審査遺伝子組換え米混入)
- 中国産アヒルの卵(スダン使用)
- 中国産ターボット(ニトロフラン類残留)
- 中国産ラード(不衛生な原材料)
- 中国産唐麩(ロンガリット使用)
- 米国産ほうれんそう(病原性大腸菌O-157汚染)
- 米国産ピーナッツバター(サルモネラ菌汚染)
- イタリア産ナチュラルチーズ(リステリア菌汚染)
- フランス産豚肉(旋毛虫症)

# 主な二国間協議・現地調査の実施事例 (平成18年度)

- 中国産未成熟えんどう、冷凍ほうれんそう(残留農薬)の現地調査
- 米国産牛肉(BSE)の輸入手続き再開、現地調査
- コロンビア産コーヒー豆(ジクロールボス)の検査命令解除
- ニュージーランド産アスパラガス(ジクロールボス)の検査命令を一部の輸出業者について解除
- 韓国産パプリカ(クロールピリホス)の検査命令を一部の輸出業者について解除
- ベトナム産イカ、エビ(動物用医薬品)について、ベトナム政府より報告された再発防止対策を検疫所あて通知
- 台湾産マンゴー(シフルトリン及びシペルメトリン)の現地調査、一部の輸出業者について検査命令解除
- イタリア産非加熱食肉製品(リステリア菌)の検査命令解除

# 最近の海外における主な個別事案への対応

---

- 米国における中国産アンコウのフグ混入による食中毒事例
- 米国における中国産食品の輸入時検査による違反事例
- 米国における中国産養殖水産物の残留抗菌性物質に対する輸入規制強化
- 米国におけるスナック菓子によるサルモネラ食中毒事例

# 輸出国における取り組み

# 輸出国における衛生対策 ①

## 例：米国産牛肉

### 対日輸出施設

- ◆ 対日輸出プログラム文書・記録の管理
- ◆ 役職員の研修
- ◆ 対日輸出プログラムに沿った処理

対日輸出施設の認定等の対日輸出プログラムの管理を行う部局

HACCPなど食品安全の監督や証明書の発行を行う部局

### 対日輸出条件の遵守

- ✓ 特定危険部位 (SRM) の除去
- ✓ 20ヵ月齢以下の牛由来

### 農業販売推進局 (AMS)

- ◆ 対日輸出施設の認定
- ◆ 査察の実施
- ◆ 適格品リストの承認

### 食品安全検査局 (FSIS)

- ◆ FSIS査察官の研修
- ◆ 対日輸出証明書への署名
- ◆ 査察の実施

# 輸出国における衛生対策 ②

## 例：中国産冷凍ほうれんそう

### 生産農家

- ◆ 生産段階における農家の管理
- ◆ 使用農薬、使用方法の遵守
- ◆ 使用農薬の統一購入
- ◆ 使用農薬の記録・保存
- ◆ 使用農薬の分析
- ◆ 畑毎の栽培管理表(番号)の作成



### 直接管理

### 加工工場

- ◆ 畑毎に製造管理
- ◆ 使用原料の記録・保存
- ◆ 3段階での農薬検査(収穫前、加工時、最終製品)



### 輸出

- ◆ 中国政府輸出検疫検査機関による輸出前検査
- ◆ 生産加工工程書の確認



問題発生時には記録により製品の遡及調査が可能

※茶葉、冷凍野菜等20品目の製品について、輸出時の登録が必要。

# 最近の中国政府の対応

## ➤ 輸出品に対するモニタリング検査の強化

- ・ 20%の頻度で輸出品のモニタリング検査を実施
- ・ 違反のあった企業に対しては50%の頻度に引き上げ、さらに違反があった場合は100%の頻度で検査を実施

## ➤ 輸出国における違反情報等に基づく違反企業の輸出停止処分、企業名公表

<http://www.aqsiq.gov.cn/ztlm/jckspwgqymd/>

## ➤ 検疫に合格した輸出許可食品に対する許可マークの表示(本年9月～)

〈検験検疫表示が必要な食品〉

米、豆類、野菜及びその加工品、水産品及びその加工品、食肉及びその加工品、卵及び卵製品、乳及び乳製品、落花生、茶葉、小麦粉、カカオ、コーヒー豆、乾燥果実、植物油、調味料、冷凍食品、健康食品、養蜂製品、酒、缶詰、飲料、食品添加物等であって、容器包装されたもの

検験検疫マーク



# 輸入食品の安全性確保について

# 政府の今後の取り組み

## ◆ 中国政府と専門家同士での意見交換の実施

### 〈主な内容〉

- 中国の国内法に違反した食品の対日輸出防止
- 我が国の食品衛生法を遵守した食品の対日輸出の確保
- 対米輸出食品への対応と対日輸出食品への対応との関係の確認

# 輸入者による安全確認

## ◆ 食品の安全性確保は事業者に一義的責任

- 輸入に際しては、外国で違法に生産、製造加工された食品でないことを輸出国当局や輸出者、製造者に対して確認を行うこと
- 原材料、添加物、製造方法、検査データが食品衛生法を遵守していることの再確認を行うこと

# 厚生労働省 食品安全情報

Ministry of Health, Labour and Welfare English

厚生労働省

ホーム | 新着情報 | 窓口一覧 | よくあるご質問 | ご意見 | リンク集 | サイトマップ

Food Safety Information ENGLISH

**食品安全情報** ～食品の安全性の確保を通じた国民の健康の保護のために～

情報検索画面へ  
このホームページの探し方  
食品の安全に関するQ&A  
O-157、牛海綿状脳症(BSE)、遺伝子組換え食品、アレルギー物質を含む食品の表示など  
食品関係用語集  
報道発表資料  
パブリックコメント  
ご意見を募集しています  
食品安全関係法令の改正について  
審議会・検討会  
・薬事・食品衛生審議会  
・審議会等委員名簿  
・健康食品に係る制度のあり方に関する検討会  
・食の安全に関するリスクコミュニケーションの在り方に関する研究会  
コーデックス・バイオテクノロジー応用食品特別部会  
消費者向け情報

**緊急情報**

- 07年04月27日 スギ花粉を含む食品に関する注意喚起について
- 06年12月26日 ノロウイルスに関するQ&A
- 05年11月02日 妊婦への魚介類の摂食と水銀に関する注意事項の見直しについて(平成17年11月2日)
- 04年12月14日 米から有機ヒ素化合物フェニルメチルアルシニン(PMAA)が検出されたという発表について
- 04年11月29日 E型肝炎ウイルス感染事例について
- 04年11月19日 急性の脳症を疑う事案の発生について
- 04年10月22日 急性の脳症を疑う事案の発生について
- 04年06月18日 シンフィツム(いわゆるコンフリー)及びこれを含む食品の取り扱いについて(その2)

最新のお知らせ(国立医薬品食品衛生研究所ホームページへリンク)

**更新情報(最新の10件を掲載)** 更新情報一覧

- 07年07月24日 牛海綿状脳症(BSE)の検査結果について
- 07年07月24日 薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会の開催について
- 07年07月23日 ビッシングに関する実態調査結果について
- 07年07月23日 BSE対策に関する調査結果

- ◆ 緊急情報
- ◆ 食の安全に関するQ&A
- ◆ 食の安全に関するリスクコミュニケーションの取り組み
- ◆ 分野別施策
  - 食中毒
  - 食品添加物
  - 食品中の残留農薬・動物用医薬品・飼料添加物
  - 牛海綿状脳症(BSE)
  - 遺伝子組換え食品
  - 健康食品
  - 輸入食品
  - ⋮
  - ⋮
  - ⋮



<http://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/iyaku/syoku-anken/index.html>

# 輸入食品監視業務ホームページ

ホーム | 新着情報 | 窓口一覧 | よくあるご質問 | ご意見 | リンク集 | サイトマップ

トピックス

**輸入食品監視業務ホームページ**

皆さんが、毎日口にする食品。実際にその何割が日本国内で生産されたものかご存じでしょうか？  
平成16年の食料需給表(農林水産省大臣官房調査課作成)を見ると、供給熱量ベースで40%が国内生産により供給されていることが分かります。つまり、言い換えれば供給熱量ベースで60%を海外から輸入される食品(=輸入食品)に依存していることとなり、今や、輸入食品無くして国民の食生活は成り立たないものとなっています。  
このため、国民の「食の安全」を確保するための重要な課題の一つとして、厚生労働省では輸入食品の安全確保に取り組んでいます。

動画「輸入食品の安全確保を目指して～検査所の仕事～」  
輸入食品の安全がどうやって守られているかを映像で紹介します。(55,746KB)

○輸入食品の安全性確保に関する輸入者等説明会の開催について (PDF:119KB) **New** 7月25日

1. 内容目次

(1) 食品衛生法に基づく輸入手続について

- [輸入食品監視支援システム \(FAINS\) 手続関係コード](#)
- [輸入食品等に関する相談窓口一覧](#)

(2) 輸入食品監視指導計画

- [平成19年度輸入食品監視指導計画](#) (PDF:429KB)
- [平成18年度輸入食品監視指導計画](#) (PDF:221KB) >> [英語版](#) (PDF:90KB)
- [平成18年度輸入食品監視指導計画監視結果\(中間報告\)](#) >> [英語版](#) (PDF:227KB)
- [平成18年度輸入食品監視指導計画に基づく監視指導結果](#)
- [平成18年輸入食品監視統計](#) (PDF:427KB) **New** 7月20日
- [平成17年度輸入食品監視指導計画](#) (PDF:85KB)
- [平成17年度輸入食品監視指導計画監視結果\(中間報告\)](#)

◆ 食品衛生法に基づく輸入手続について

◆ 輸入食品監視指導計画

◆ 検査所あて通知

➤ 検査命令

➤ モニタリング検査

◆ 輸出国公的検査機関リスト

◆ 違反事例情報

・  
・  
・



<http://www.mhlw.go.jp/topics/yunyu/tp0130-1.html>

# 輸入相談窓口

[ホーム](#) | [新着情報](#) | [窓口一覧](#) | [よくあるご質問](#) | [ご意見](#) | [リンク集](#) | [サイトマップ](#)

[輸入食品監視業務ホームページへ戻る](#)

## 輸入相談窓口一覧

検疫所名・課名	電話番号	FAX番号
小樽検疫所 食品監視課 〒047-0007 小樽市港区5番3号(小樽港湾合同庁舎1階)	0134-32-4304	0134-25-6069
仙台検疫所 食品監視課 〒985-0011 塩釜市真山通3丁目4番1号(塩釜港湾合同庁舎2階)	022-367-8102	022-362-3300
成田空港検疫所 食品監視課 〒282-0021 成田市駒井野字天並野2159番(成田空港合同庁舎2階)	0476-32-6741	0476-32-6742
東京検疫所 食品監視課 〒135-0064 江東区青海2丁目56番地(東京港湾合同庁舎8階)	03-3599-1520	03-5530-2153
横浜検疫所 食品監視課 〒231-0002 横浜市中区海岸通1丁目1番地(横浜第2港湾合同庁舎)	045-201-0505	045-212-0640
新潟検疫所 食品監視課 〒950-0072 新潟市中央区竜が島1丁目5番4号(新潟港湾合同庁舎2階)	025-244-4405	025-241-7404
名古屋検疫所 食品監視課 〒455-0045 名古屋市港区築地町11番地の1	052-661-4132	052-655-1808
大阪検疫所 食品監視課 〒552-0021 大阪市港区築港4丁目10番3号(大阪港湾合同庁舎5階)	06-6571-3523	06-6575-1803
関西空港検疫所 食品監視課 〒549-0021 泉南市泉州空港南1番地(関西空港地方合同庁舎)	0724-55-1290	0724-55-1292
神戸検疫所 食品監視課 〒652-0866 神戸市兵庫区遠矢浜町1番1号	078-672-9655	078-672-9662
広島検疫所 食品監視課 〒734-0011 広島市南区宇品海岸3丁目10番17号(広島港湾合同庁舎3階)	082-255-1379	082-254-4984
福岡検疫所 食品監視課 〒812-0031 福岡市博多区沖浜町8-1(福岡港湾合同庁舎)	092-271-5873	092-271-5876
那覇検疫所 食品監視課 〒900-0001 那覇市港町2丁目11番1号(那覇港湾合同庁舎2階)	098-868-4519	098-861-4372

[トップへ](#)

# 国立医薬品食品衛生研究所の 食品に関する情報

食品の安全性に関する情報

National Institute of Health Sciences

国立医薬品食品衛生研究所安全情報部

▶トピックス

▶「食品安全情報」  
(食品の安全性に関する国外の最新情報紹介)

▶最新のお知らせ  
(厚生労働省食品安全部)

▶食品中の微生物に関する情報 **NEW!**(2007年7月23日情報追加)

- 海外におけるHACCP関連情報

▶食品中の化学物質に関する情報

- 農薬等ADI関連情報データベース(テスト版) **NEW!**
- 各国のMRL(最大残留基準)リンク集
- 各国の残留モニタリング報告・リンク集
- 輸出国における農薬等の使用状況等に関する調査(要旨)
- 食品添加物ADI関連情報データベース
- 各種食品中のヒ素に関する文献データの調査結果 **NEW!**
- 「食品安全情報」(隔週刊)からトピックス抜粋 **Update!**

▶食品衛生関連情報の効率的な活用に関するポータルサイト  
(厚労研「食品衛生関連情報の効率的な活用に関する研究」の一環として作成)

- 輸入食品中の違反事例一覧 **NEW!**
  - 平成18年度の違反事例一覧 (品目キーワード | 違反項目キーワード)
  - 平成17年度の違反事例一覧 (品目及び違反項目キーワード)  
(横浜検疫所輸入食品・検疫検査センター作成・編集)
- 分野別の関連情報リンク集

- ◆ 食品安全情報
- ◆ トピックス
- ◆ 各国の農薬・動物用医薬品の残留基準(MRL)リンク集
- ◆ 各国の農薬・動物用医薬品の残留モニタリング報告書等リンク集
- ◆ 食品中の化学物質関連情報
- ◆ 食品中の微生物関連情報
- 
- 
- 



<http://www.nihs.go.jp/hse/food-info/index.html>